

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すいせんの里の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 業務執行理事とは、定款第15条第3項に定める業務執行理事をいう。

3 委員とは、定款第6条第2項に定める評議員選任・解任委員をいう。

(役員等の業務報酬)

第3条 理事長及び業務執行理事には、職務執行の対価として、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事には、各種検査の立会及び運営状況の指導又は監査の業務に行った場合、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事会、評議員会、委員会の出席報酬)

第4条 理事及び監事並びに評議員が、理事会及び評議員会に出席したとき、別表2により報酬を支払うことができる。

2 委員が、評議員選任・解任委員会に出席したとき、別表2により報酬を支払うことができる。

3 同一日に開催される第1項、第2項に定める会議に出席した場合、報酬の重複支払いは行わないものとする。

(その他の委員会の出席報酬)

第5条 理事会の決議で設けるその他の委員会に、出席した構成員には、別表3により報酬を支払うことができる。

(報酬総額)

第6条 役員等に支給できる年度総額は、別表4に定めるとおりとする。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事及び委員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日（評議員会の決議日）から施行する。

別表1 役員等の業務報酬

理事長 報酬	日額 5,000円
業務執行理事 報酬	日額 5,000円
監事 報酬	1回 5,000円

別表2 理事会等の出席報酬

理事会出席 報酬	1回 3,000円
評議員会出席 報酬	
選任・解任委員会出席 報酬	

別表3 委員会の出席報酬

委員会出席 報酬	1回 3,000円
----------	-----------

別表4 報酬年度総額

区 分	年度の総額
理 事	1,920,000円 以内
監 事	94,000円 以内
評 議 員	144,000円